

# 門真市の総合事業について

令和5年11月  
門真市 高齢福祉課

## はじめに

令和6年度の事業については、現在庁内において調整中であり、予算の確定はしておりません。

そのため、本日も説明した内容に関して、今後変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

## 本日の内容

### 1. 総合事業の変更点

- ①リハビリ専門職同行訪問事業該当要件者拡大
- ②事業対象者有効期間延長
- ③サービス類型の標準的な状態像の変更

### 2. 指定更新申請等

### 3. その他（地域区分・サービスコード等）

# 総合事業の変更点

## ◆リハビリ専門職同行訪問事業（該当要件者）

くすのき広域連合	門真市
通所Cサービスに悩むケース	変更なし
新規 訪問介護相当サービス（必須）	変更なし
	<b>新規 通所介護相当サービス（必須）</b>
	<b>新規 通所介護緩和サービス（必須）</b>
	<b>新規 訪問介護緩和サービス（任意）</b>
第2号被保険者は対象外	<b>第2号被保険者も対象</b>

訪問介護：新規 相当サービスは必須  
                  新規 緩和サービスはリハビリ専門職の助言を希望する場合には利用可

# 総合事業の変更点

## ◆リハビリ専門職同行訪問事業

### ！対象外！

3疾患・その他精神疾患に該当するケース  
リハビリ専門職の関与（訪問リハビリ・通所リハビリ・訪問看護リハビリ・通所C）があるケース

がん末期 主治医意見書または医師に確認した記録

認知症 主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上)

難病 特定医療費（指定難病）受給者証、主治医意見書または医師に確認した記録

精神疾患 自立支援医療・精神障がい者手帳対象者

※ただし、地域包括支援センターまたは委託のケアマネジャーのアセスメントによる利用者選定訪問で検討

# 総合事業の変更点

## ◆事業対象者の有効期間延長

くすのき広域連合	門真市
有効期間 1年間	<b>2年間</b> ※元気はつらつ教室（通所型サービスC）の終了 3か月後・6か月後のモニタリング実施時において 事業対象者の該当切れを防ぐため
更新 有効期間終了日の2週間前に 基本チェックリストを実施	変更なし

# 総合事業の変更点

## ◆サービス類型の標準的な状態像の変更

サービスの類型	サービスの内容	標準的な状態像	単価
訪問介護相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助を提供	<p>身体介護が必要な人            3疾患、その他精神疾患等により専門職の中長期的なサポートが必要な人  <b>元気はつらつ教室（通所型サービスc）との併用により、自立生活支援のための見守りの援助が必要な人</b>  <b>※ケアマネジャーや元気はつらつ教室等と利用者の状態の共有を密に行い、サービス内容の調整を適宜図る</b></p>	<p>変更なし            月ごとの包括単価</p>
訪問型サービスA （緩和型）	<p>掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供            ※身体介護は含まない</p>	訪問介護相当サービスの対象者以外で日常的に家事援助が必要な人	<p>変更なし            1回毎の支払い</p>
訪問型サービスB （住民ボランティア型）	<p>家事や見守り等、ボランティアによる生活援助            ※身体介護は含まない</p>	地域の助け合いによる生活援助により介護予防が図れる人	<p>変更なし            ※現時点で門真市の該当団体なし</p>

# 総合事業の変更点

## ◆サービス類型の標準的な状態像の変更

サービスの類型	サービスの内容	標準的な状態像	単価
通所介護相当サービス	中長期的な生活機能向上のための専門職による機能訓練等	3疾患、その他精神疾患等により専門職の中長期的なサポートが必要な人	変更なし
通所型サービスA (緩和型)	一般介護予防事業へのつなぎとして体操、レクリエーションを通じて社会参加を促進	通所介護相当サービス又は元気はつらつ教室（通所型サービスC）の対象とならない人	変更なし
通所型サービスB (住民ボランティア型)	ボランティア等の運営による交流や介護予防に資する取り組み	地域の助け合いの場で主体的な参加により介護予防が図れる人	変更なし
元気はつらつ教室 (通所型サービスC)	生活機能を改善するために運動プログラム等を短期集中的に提供するサービス	通所介護相当サービスの対象以外で医師から運動制限のない人	検討中

## 指定更新申請

- くすのき広域連合で指定を受けた有効期間は、門真市において引継ぎます
- 令和6年4月1日以降、くすのき広域連合の指定有効期間が満了になる事業所は、門真市に更新の手続きが必要となります
- くすのき広域連合の指定有効期間満了を迎えた事業所は、更新月の前々月20日から前月10日までに更新申請書類を門真市に持参・郵送してください

申請締切期日：令和6年3月31日で指定有効期間満了を迎える事業所のみ

**令和5年11月末迄に持参か郵送**

※ 11月上旬にくすのき広域連合から更新勧奨通知を発送予定

## 指定更新申請

- 申請書類は門真市のホームページに掲載
  - ①業務継続計画、②感染症対策の指針及び委員会、③虐待防止の指針及び委員会については、令和6年3月末で経過措置期間終了
- 申請書類確認後、更新手数料の納付書（1万円）・指定時研修日時の案内等を送付
- 指定時研修時に、納付書の領収印を確認しますので、必ずご持参ください
- 指定通知書は令和6年4月1日付で交付をします  
令和6年4月1日以降に取りに来ていただき、事業所の見やすい場所に標示

## その他

### ➤ 【加算の取得・変更】

**✖** くすのき広域連合では、サービス提供体制強化加算以外は「変更届出書」「体制等状況一覧表」のみ提出

門真市では「変更届出書」「体制等状況一覧表」と併せて、加算の算定条件を満たしていることがわかる必要書類（根拠資料）の提出をお願いします。

## その他

Q 国の報酬改定に伴う変更について、全て変更届が必要か？

A 基本的には変更届は必要ありません。既存加算の単位数に変更が生じてても、変更届は不要です

**新設加算の取得、既存加算の区分変更や廃止をする場合は、届出が必要！**

※令和6年3月31日が指定有効期間の事業所

⇒更新申請書類を差し替え対応

令和6年4月以降も指定有効期間がある事業所

⇒変更届出書と必要書類（根拠書類）を提出

# 指定更新申請

## ➤ 【通所介護事業の留意点】

通所型サービスAと通所介護等を一体的に運営する場合の区分

- ①通所介護（地域密着型通所介護を含む）
- ②通所介護相当サービス
- ③通所型サービスA

	①通所介護（地域密着型通所介護を含む）	②通所介護相当サービス	③通所型サービスA
利用定員	①②のサービス間では区分しない		①②と区分する
食堂及び機能訓練室の必要面積（サービスを提供するために必要な場所）	（①と②の合計定員+③の定員） × 3 m <sup>2</sup>		
人員基準	①②のサービス間では区分しない		①②と区分する

# 指定更新申請

## ➤ 【通所介護事業の留意点】

### 1. 定員

①と②の利用者の合算で利用定員を定める

③の利用者のみで利用定員を定める

→①と②の利用定員と、③の利用定員はそれぞれ別に定める

### 2. 定員超過（減算）

①と②で利用定員の超過となる場合、減算となる

③が利用定員の超過利用となる場合、減算となる

**→所定単位数の70%での請求**

# 指定更新申請

## ➤ 【通所介護事業の留意点】

### 3. 人員の取り扱い

原則、管理者および従事者は専従でなければならない。

ただし、業務に支障がない場合、当該事業所の他の職務、同一敷地内の他の事業所等に兼務で従事可能

①②間で人員の区分はしないが、③は①②とは区分して人員を配置しなければならない。

ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、③の人員は当該事業所の他の職務、同一敷地内の他の事業所等に従事することが可能

### 4. 人員欠如（減算）

①②③で人員欠如となる場合、減算となる

→所定単位数の70%での請求

# 指定更新申請

## ➤ 【人員基準に関する具体例】

①②利用者15名

介護職員 1人

③利用者15名

介護職員 1人

○ 介護職員を2人配置

✖ ①②が③を兼務して1人配置

①②利用者20名

介護職員 2人

③利用者 5名

介護職員 1人

①②  $(20-15) \div 5 + 1 = 2$ 人

③ 1人

○ 合計で介護職員を3人配置

✖ ①②が③を兼務をして2人配置

### ①②の運営基準

「同一事業所で一体的に運営する場合にあって、利用定員が15人を超えるときは、15人を超えた利用定員数を5で割った数に1を加えた数以上」

## 変更届出書

くすのき広域連合に届出した内容が変更になる場合

Q 変更届出書が必要か？

A 変更届出書が必要かどうかは、門真市またはくすのき広域連合のホームページで確認（変更日で確認先が変わります）

Q 変更日によって、どう変わるのか？

A 令和6年3月31日までの変更

⇒くすのき広域連合に変更届出書と必要書類を提出

令和6年4月1日以降の変更

⇒指定通知書交付前：門真市に提出した書類の差替え

指定通知書交付後：門真市に変更届出書と必要書類を提出

## その他

### ➤ 地域区分

くすのき広域連合 3級地

令和6年4月以降の門真市の地域区分は現時点では未定です  
厚生労働省から通知が届き次第、お伝えします

### ➤ 請求コード

門真市で新たに請求コードを作成します

令和6年4月分の請求から新たな請求コードを使用して請求  
してください

### ➤ 過誤調整依頼

令和6年3月以前の過誤調整依頼票を4月以降に提出する場合、  
門真市には門真市の利用者分のみ提出してください

## その他

- 要介護・要支援認定及び事業対象者の有効期間  
くすのき広域連合が認定した有効期間をそのまま引継ぎます
- 被保険者証  
保険者を門真市と記載した被保険者証を、令和6年4月中に発行予定  
被保険者番号の変更はありません
- 負担割合証・負担限度額認定証  
解散に伴い新たに発行はしません  
次回発行分（令和6年8月1日から有効）から門真市と記載した証を発行

## その他

- くすのき広域連合 門真支所の電話番号・FAX番号  
令和6年4月1日以降は使用できません  
令和6年4月1日以降は、下記にご連絡ください  
高齢福祉課 電話 06-6902-6176  
FAX ありません ※他課と共用のため活用ができません
  
- 今後の周知・情報提供等
  - ①メール：メールアドレスの登録等については後日お知らせします  
事業所のメールアドレスを登録してください
  - ②市のホームページ：適宜確認してください

## その他

### ➤ 償還払い、給付制限の適用

くすのき広域連合では、総合事業のサービスについては、償還払い及び給付制限を適用していませんでしたが、門真市においては、介護保険制度の維持や介護保険料納付の公平性等の観点から、令和6年4月以降に提供される総合事業サービスについて、償還払い及び給付制限を適用を検討しております

## その他

- 今回の説明会における不明点などに関しては、質問表に記載し、「門真市 高齢福祉課」までメール送信してください
  - 高齢福祉課メールアドレス [fuk08@city.kadoma.osaka.jp](mailto:fuk08@city.kadoma.osaka.jp)
- 質問表は門真市ホームページの説明会案内に掲載しています
  - メールの件名  
「総合事業説明会質問表（総合事業の指定事業所名）」
- 質問の回答は、ホームページにて随時公表を行う予定です